

労働法講義 3 労働者保護法

西村健一郎・高木絃一・安枝英紳
長渕満男・林 弘子・今野順夫
著



有斐閣
大学双書

有 斐 閣

執筆者紹介（執筆順）

西村健一郎（にしむら・けんいちろう）

1945年生。京都大学助教授。労働法・社会保障法専攻。第1章，第8章，第10章Ⅰ・Ⅱ担当。

高木 紘一（たかぎ・こういち）

1943年生。山形大学助教授。労働法専攻。第2章担当。

安枝英 紳（やすえだ・ひでのぶ）

1941年生。同志社大学助教授。労働法専攻。第3章，第4章担当。

長 淵 満 男（ながふち・みつお）

1942年生。甲南大学教授。労働法専攻。第5章担当。

林 弘 子（はやし・ひろこ）

1943年生。熊本商科大学教授。労働法専攻。第6章，第7章，第9章担当。

今 野 順 夫（こんの・としお）

1944年生。秋田大学助教授。労働法専攻。第10章Ⅲ・Ⅳ，第11章担当。

労働法講義 3 労働者保護法

〈有斐閣大学双書〉

昭和56年12月10日 初版第1刷印刷
昭和56年12月20日 初版第1刷発行

定価 2,900円

著 者 西村健一郎・高木 紘一
安枝英 紳・長 淵 満 男
林 弘 子・今 野 順 夫

発行者 え 江 草 忠 允

発行所 株式会社 有 斐 閣



東京都千代田区神田神保町2～17
電 話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印刷 共同印刷工業株式会社
製本 新日本製本株式会社

©1981, 西村健一郎・高木 紘一・安枝英 紳・長 淵 満 男・林 弘 子・
今野順夫。Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-09345-8

は し が き

本書は、有斐閣大学双書『労働法講義』（全3巻）の第3巻労働者保護法であり、労働法研究者の比較的若い層に属する者が、労働基準法を中心とする労働者保護法について標準的でしかもやや詳しいテキストを提供することを目的として執筆したものである。本書に続いて第1巻労働法総論、第2巻労働団体法が順次刊行される予定になっている。

これまで刊行された労働法のテキスト、概説書は、どちらかといえば労働法総論、労働団体法、保護法（労働基準法）を含めて一冊にまとめられたものが少なくない。その場合、通常、総論ないし労働団体法に焦点がおかれ、保護法・基準法は比較的わずかなスペースのなかで簡単なアウトラインが説明されるにとどまるという傾向がみられた。しかし労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法、家内労働法などを包摂する労働者保護法が現在の労働法の体系のなかで占める重要性を考えると、保護法の部分の比重を大きくしその叙述の充実をはかることが必要となってくる。労働法講義が全3巻として構成され、「労働者保護法」に1冊のスペースが与えられているのもそうした理由にもとづいている。また本書が本シリーズの最初に刊行されるのも、上述の労働法における保護法・基準法のウエイトの増大と無関係ではない。

労働基準法・労働者保護法自体については、これまですでにかなりの解説書、実務書、研究書、コンメンタール（注釈書）などが公刊されており、すぐれた書物は、労働関係の現実の場で生起するさまざまな問題の解決につき理論上・実務上の重要な示唆・よりどころを与えてきた。これらの書物が現在なお参照するに足る重要性を保持していることはいうまでもない——われわれもこれらの書物にその多くを負っている——が、他面、その内容の点で必ずしもアップ・トゥ・デートなものでなくなっていることは否定しえない。労働基準法自体、昭和22年の制定から

今日まですでに30数年を経ており、制定当初は考えられもしなかった種々の問題が数多く生じるに至っている。とくに1960年代以降の高度経済成長は、労使関係の構造や労働者の意識などの面において様々な変化をもたらし、それを通じて試用、採用内定、配転、出向、時間外労働義務、婦人・パートタイマー、派遣労働者の問題など新たな労働者保護法上の問題を噴出させた。これらの問題は、その多くが民事訴訟として裁判所で争われたためおびただしい数の労働判例を生み出すこととなり、それを通じて労使の権利義務についての新たなルール形成が促進された。また経済成長の基軸となった技術革新、合理化はその過程で深刻な労働災害・職業病を増加させ、労災補償に関する新しい立法形成の要因ともなっていた。本書では、こうした新しく、また従来とは異った視角から新たに問われるにいたった種々の問題について、かなりの紙数をさいて叙述するように心掛けた。その点が本書の1つの特色であるといえる。

また労働基準法についていえば、その古くなった部分をいかに改めていくかが重要な課題となっており、男女平等法案のように具体的な改正案が提示されている部分も存在する。本書ではこうした労働基準法の立法論的課題についてもふれるようにつとめている。

本書は、われわれ6名の共同執筆によるが、その編成・分担にあたっては、別記の各担当項目についてそれぞれが執筆内容の細目次をもちよき討議・調整を行なったうえ最終案を決定した。その際、これまでの学説・判例を客観的に整理分析し簡潔に現在の到達水準および問題点を明らかにし、自己の主張があればそれにつけ加えていくということを一応の基本方針とした。ただし、具体的な執筆内容については上述の基本方針に従うという点以外にとくに統一をはかるといことはしなかった。そのため文章や細かな構成などの点で若干斉一性を欠いているかもしれないが、かえって各執筆者の個性が出て興味深いと思われる。内容の重複・脱漏あるいは叙述上の矛盾などの調整についてはかなり配慮したつもりであるがなお見落した点がないとはいいい切れない。不十分な点については読者諸賢の御教示をお願いしたい。

なお、本書の企画から校正にいたるまで有斐閣京都支店の奥村邦男氏

に多大なお世話をおかけした。本書が刊行されたのは奥村氏の協力のたまものであり、執筆者一同、氏に深甚の謝意を表したい。

1981年11月

執筆者一同

凡 例

◆ 裁判例等引用の略語

最判(決) 最高裁判所判決(決定)
 高判(決) 高等裁判所判決(決定)
 地判(決) 地方裁判所判決(決定)
 支判(決) 支部判決(決定)
 労(保審) 労働保険審査会裁決

民 集 最高裁判所民事判例集
 労 民 集 労働関係民事裁判例集
 労 基 集 労働基準判例集
 労(裁)資 労働関係民事行政裁判資料
 民事判特 民事裁判例特報

◆ 行政解釈引用の略語

基 災 収 労働省労働基準局労災補償部長
 が照会・疑義に対して発する回
 答
 基 災 発 労働省労働基準局労災補償部長
 通達
 基 収 労働省労働基準局長が照会・疑
 義に対して発する回答
 基 発 労働省労働基準局長名通達
 基 監 発 労働省労働基準監督課長名で発
 する通達
 収(基)監 労働省労働基準局労働監督課長
 が照会・疑義に対して発する回
 答
 職 発 労働省職業安定局長名で発する
 通牒

発 基 労働省労働基準局関係の労働事
 務次官通牒
 発 婦 通常次官通達の名称でよばれる
 もので、婦人少年局関係の通達
 発 労 通常次官通達の名称でよばれる
 もので、労政局関係の通牒
 婦 収 労働省婦人少年局長が照会・疑
 義に対して発する回答
 婦 発 労働省婦人少年局長名通達
 労 収 労働省労政局長が疑義に答えて
 発する通牒
 労 発 労働省労政局長名で発する通牒

◆ 文献等の略語

有泉・全集 有泉亨・労働基準法(法律学
 全集)
 吾妻・註解 吾妻光俊編・註解労働基準法
 石井・註解 石井照久他・註解労働基準法
 松岡・条解 松岡三郎・条解労働基準法
 (上・下)
 新講座 新労働法講座(全8巻)
 旧講座 旧労働法講座(全8巻)
 大系 労働法大系(全5巻)
 注 民 注釈民法(全26巻)
 基準局コン 労働基準法コンメンタール
 メンタール (上・下) 労働省労働基準局
 季 労 季刊労働法
 ジュリ ジュリスト
 判 時 判例時報
 判 タ 判例タイムズ

法 協 法学協会雑誌
 法 時 法律時報
 民 商 民商法雑誌
 労 旬 労働法律旬報
 労 働 日本労働法学会誌
 労 判 労働判例
 新実例百選 新労働基準実例百選
 新版判例百選 新版労働判例百選
 争 点 労働法の争点
 判例(第1版) 労働法の判例(第1版)
 石井追悼 労働法の諸問題
 菊池還暦 労働法と経済法の理論
 久保還暦 労働組合法の理論課題
 沼田還暦 労働法の基本問題
 松岡還暦 労働基準法の理論
 峯村還暦 法哲学と社会法の理論

刊 行 予 定

★印は既刊

五十嵐清・清水 睦・吉田善明・
内藤 謙・中井美雄・高木多喜男・
窪田隼人・佐藤 進・竹本正幸著

★法 学 講 義

芦部信喜編

憲 法 I

—総論・統治の機構—

芦部信喜編

★憲 法 II 人權(1)

・総論、一般的基本権と
平等、精神活動の自由・

芦部信喜編

★憲 法 III 人權(2)

・経済的自由 (1),
人身の自由, 社会権・

清水睦・吉田善明・高見勝利・鴨野
幸雄・野中俊彦・中川剛・新正幸著

★憲 法 講 義 1

・総論・統治機構・

大須賀明・戸松秀典・笹川紀勝・浦部
法穂・藤井俊夫・平松毅・横田耕一著

★憲 法 講 義 2

・基本的人権・

星野英一著

民 法 総 則

幾代 通著

物 権 法

鈴木禄弥著

担 保 物 権 法 I

—留置権・先取特権・質権—

清水 誠著

担 保 物 権 法 II

—抵当権・根抵当権—

米倉 明著

担 保 物 権 法 III

—譲渡担保—

椿 寿夫著

債 権 総 論

平井宜雄著

債 権 各 論 I

—契約総論～消費貸借—

乾 昭三編

債 権 各 論 II

—使用貸借～不当利得—

森島昭夫著

債 権 各 論 III

—不法行為—

川井 健著

親 族 法

五十嵐清・泉 久雄・鍛冶良堅・
甲斐道太郎・稲本洋之助・川井健・
高木多喜男著

★民法講義 1 総則

原島重義・高島平蔵・篠原弘志・
石田喜久夫・白羽祐三・田中整爾・
新田 敏著

★民法講義 2 物権

高木多喜男・曾田 厚・伊藤 真・
福永有利・生熊長幸・吉田真澄・
半田正夫著

★民法講義 3 担保物権

森泉章・中井美雄・森孝三・三和一
博・石外克喜・伊藤進・新田孝二著

★民法講義 4 債権総論

稲本洋之助・中井美雄・水辺芳郎・
上井長久・田山輝明・能見善久・
伊藤 進著

★民法講義 5 契約

高木多喜男・加藤雅信・石田穰・
国井和郎・潮海一雄・能見善久・
藤岡康宏・前田達明・伊藤高義著

★民法講義 6 不法行為 等

久貴忠彦・右近健男・浦本寛雄・中
川良延・山崎賢一・阿部徹・泉久雄著

★民法講義 7 親族

泉 久雄・久貴忠彦・久留都茂子・
宮井忠夫・米倉 明・上野雅和・
加藤永一著

★民法講義 8 相続

竹内昭夫著

会 社 法

神崎克郎著

★商 行 為 法 I

・商事売買の機能的考察・

河本一郎著

商 行 為 法 II

—運送・倉庫—

鴻 常夫・中西正明著

保 險 法

鴻 常夫・小島 孝著

海 商 法

前田 庸著

手形法・小切手法

福田 平・大塚 仁著

★刑 法 総 論 I

・現代社会と犯罪・

福田 平・大塚 仁著

刑 法 総 論 II

・現代社会と刑罰・

藤木英雄著
★刑法各論
・現代型犯罪と刑法・

小暮得雄・内田文昭・阿部純二・
板倉 宏・大谷 実・芝原邦爾著
刑法講義総論

小暮得雄・内田文昭・阿部純二・
板倉 宏・大谷 実・芝原邦爾編
刑法講義各論

中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編
★民事訴訟法講義
・基礎的理論と判決手続・

谷口安平著
民事訴訟法Ⅰ
一判決手続(1)一

竹下守夫著
民事訴訟法Ⅱ
一判決手続(2)一

新堂幸司著
保全処分法

青山善充・福永有利・井上治典編
倒産法講義

田宮 裕編著
★刑事訴訟法Ⅰ
・捜査・公訴の現代的展開・

松尾浩也編著
刑事訴訟法Ⅱ
一公判・上訴等一

塩野 宏著
行政法
一行政過程論一

成田頼明・豊蔵 一編
都市計画行政法

園部逸夫・田中館照橋・石本忠義編
★社会保障行政法
・社会保障と現代行政法・

渡辺 章・浜田富士郎・
阿部泰隆・菅野和夫著
労働法講義Ⅰ
・総論・官公労働法・

西谷 敏・角田邦重・菊池高志著
労働法講義Ⅱ
・労働団合法・

西村健一郎・高木慈一・安枝英伸・
長岡満男・林 弘子・今野順夫著
★労働法講義Ⅲ
・労働者保護法・

波多野里望・小川芳彦編
国際法講義

沉田寿夫・曾野和明・岡田弘道・
柏木 昇・渋谷達紀・落合誠一・
松下漢雄・飯塚重男・小松芳明著
国際取引法講義

新開陽一・新飯田宏・根岸 隆著
★近代経済学
・経済分析の基礎理論・

板井 毅・山口重克・
佐美光彦・伊藤 誠編
★経済学Ⅰ
・資本主義経済の基礎理論・

板井 毅・山口重克・
佐美光彦・伊藤 誠編
★経済学Ⅱ
・資本主義経済の発展・

富塚良三著
★経済原論
・資本主義経済の構造と動態・

奥口孝二・岸本哲也・酒井泰弘・
時子山和彦・樋口 進著
★近代経済学Ⅰ
・ミクロ経済の理論・

足立英之・太田 誠・小野 旭・
黒田昌裕・高木新太郎・鍋田忠彦・
林 敏彦・森本好則著
★近代経済学Ⅱ
・マクロ経済の理論・

美濃口武雄著
★経済学史
・近代経済学の生成と発展・

塩沢君夫・後藤 靖編
★日本経済史
・経済発展法則の検証・

尾上久雄・新野幸次郎編
★経済政策論
・目的と手段の現代的選択・

稲毛満春・牛嶋正・藤井弥太郎編
現代社会の経済政策

大川政三編
★財政論
・理論・制度・政策の総合・

加藤隆夫・池上 惇編
★財政学概論
・現代資本主義の財政分析・

岩本和秋著
現代日本地方財政論
・財政危機の構造と自治体・

長 幸男著
金融論

石川常雄・花輪俊哉編
金 融 概 論

久保村隆祐・荒川祐吉編
★商 業 学
・現代流通の理論と政策・

天野明弘・渡部福太郎編
★国 際 経 済 論
・理論と政策の現代的展開・

久保新一・中川信義編
★国 際 貿 易 論
・世界市場の構造と動態・

本間康平・田野崎昭夫・
光吉利之・塩原 勉編
★社 会 学 概 論
・社会・文化・人間の総合理論・

大崎平八郎編
社会主義経済論

蓮見音彦・奥田道大編
★地 域 社 会 論
・住民生活と地域組織・

吉野昌甫・藤田正寛編
★国 際 金 融 論
・金融経済論的アプローチ・

副田義也著
福 祉 社 会 学

飯田 鼎・島崎晴説・高橋 洸・
西岡孝男・西岡幸泰著
社 会 政 策 論

戸塚秀夫・徳永重良編
★現 代 労 働 問 題
・労資関係の動態と構造・

長田雅喜・金城辰夫・小嶋秀夫・
祐宗省三・野口 薫・芳賀 純・
古畑和孝著
心 理 学 概 論

藤永 保編
★児 童 心 理 学
・現代の発達理論と児童研究・

土屋守章著
経 営 管 理 論

井上健治・柏木恵子・古沢頼雄著
★青 年 心 理 学
・現代に生きる青年像・

村田昭治編
★現 代 マーケティング論
・市場創造の理論と分析・

東 洋者
教 育 心 理 学

佐藤 肇著
★日 本 の 流 通 機 構
・流通問題分析の基礎・

安香 宏・麦島文夫編
★犯 罪 心 理 学
・犯罪行動の現代的理解・

以下逐次刊行

目 次

第1章 労働基準法総論.....Ⅰ

Ⅰ 序 説.....Ⅰ

1-1 労働基準法の意義(1) 1-2 労働基準法の制定とその後の動向(4) 1-3 労働基準法の法源(9)

Ⅱ 労働基準法の適用範囲.....10

1-4 労働基準法の適用範囲(10) 1-5 特別法による労働基準法の適用制限(15) 1-6 労働者(18) 1-7 使用者(23)

Ⅲ 労働憲章.....25

1-8 序(25) 1-9 労働条件の原則(25) 1-10 労使対等決定の原則(27) 1-11 均等待遇(28) 1-12 男女同一賃金の原則(33) 1-13 強制労働の禁止(36) 1-14 中間搾取の禁止(38) 1-15 公民権行使の保障(40)

Ⅳ 労働基準法の実効性確保.....42

1-16 序(42) 1-17 監督行政(43) 1-18 罰則(47) 1-19 附加金(47)

第2章 労働契約.....50

Ⅰ 労働契約の法的性質.....50

2-1 雇用契約と労働契約(50) 2-2 労働契約の特質(54) 2-3 労働契約と労働関係(56) 2-4 労働契約の当事者(59)

Ⅱ 労働契約の締結.....62

2-5 採用の自由(62) 2-6 採用内定(68) 2-7 試用期間(78) 2-8 労働契約の締結に対する法的規制(82)

Ⅲ 労働契約の展開.....97

2-9 労働契約当事者の権利義務(97) 2-10 配転(108) 2-11 出向(117)

第3章 賃 金.....123

6 目 次

I 賃金の意義	123
3-1 概説(123)	
3-2 賃金の法的性質(124)	
3-3 労基法上の賃金(125)	
3-4 退職金・退職年金(126)	
3-5 平均賃金(129)	
3-6 割増賃金(131)	
II 賃金の支払方法	134
3-7 概説(134)	
3-8 通貨払の原則(134)	
3-9 直接払の原則(135)	
3-10 全額払の原則(136)	
3-11 毎月1回以上払の原則(142)	
3-12 定期日払の原則(143)	
3-13 非常時払の原則(144)	
3-14 24条・25条違反(144)	
III 休業手当	145
3-15 意義(145)	
3-16 民法536条2項における「債権者の責」(145)	
3-17 労基法26条における「使用者の責」(146)	
3-18 労基法26条と民法536条2項の関係(146)	
3-19 「使用者の責に帰すべき事由」(147)	
3-20 「休業」の意味(149)	
3-21 休業手当の内容と支払方法(149)	
3-22 26条違反(149)	
IV 賃金額の保障	149
3-23 概説(149)	
3-24 最低賃金制(150)	
3-25 出来高払制の保障給(152)	
3-26 家内労働と最低工賃(153)	
V 賃金債権の確保	153
3-27 概説(153)	
3-28 退職手当の保全措置(154)	
3-29 退職労働者の賃金に係る遅延利息(155)	
3-30 未払賃金の立替払事業(156)	
第4章 労働時間・休息・休日・年休	158
I 労働時間	158
4-1 総説(158)	
4-2 8時間労働制の原則(160)	
4-3 変形労働時間制・交替制(166)	
4-4 労働時間規制の除外と例外(169)	
4-5 時間外労働・休日労働(172)	
4-6 労働義務の法的根拠(177)	
II 休息	184
4-7 意義・概念(184)	
4-8 休憩時間の長さとは位置(185)	
4-9 一せいの休憩の原則(186)	
4-10 自由利用の原則(187)	
4-11 罰則(190)	
III 休日	191
4-12 休日の意義(191)	
4-13 週休制の原則(192)	
4-14 変形週休制(194)	
4-15 休日の特定と一せいの付与(195)	
4-16 休	

日の振替と代休(196) 4-17 例外(197) 4-18 罰則(197)

Ⅳ 年次有給休暇……………198

4-19 意義(198) 4-20 年休権の成立要件と内容(199) 4-21
年休権と時季指定権(203) 4-22 年休の利用目的(204) 4-23
使用者の時季変更権(206) 4-24 年休権の行使と消滅(207)
4-25 法定年休と法定外年休(208) 4-26 罰則(209)

第5章 就業規則・懲戒……………210

Ⅰ 就業規則……………210

5-1 序説(210) 5-2 就業規則の法的性質(213) 5-3 就業
規則の効力(218) 5-4 就業規則の内容(225) 5-5 就業規則
の作成手続等(231)

Ⅱ 懲 戒……………234

5-6 懲戒の意義・性質(234) 5-7 懲戒権の法的根拠(234)
5-8 懲戒の種類・程度(236) 5-9 懲戒事由(239) 5-10 懲
戒手続(247) 5-11 懲戒処分と不法行為(248)

第6章 女子・年少者保護……………249

Ⅰ 女子・年少者保護の意義……………249

6-1 沿革(249) 6-2 第2次大戦前における女子・年少者保護
(250) 6-3 労基法上の女子・年少者保護(253)

Ⅱ 労働条件における男女平等……………253

6-4 男女平等原則(253) 6-5 男女同一労働同一賃金の原則
(255) 6-6 賃金以外の労働条件における差別(257)

Ⅲ 女子労働者の平等と保護……………260

6-7 差別は正立法の必要(260) 6-8 保護か平等か(261) 6-9
保護と平等の国際的動向(262) 6-10 婦人に対するあらゆる形態
の差別撤廃条約(263) 6-11 保護と平等の将来(264)

Ⅳ 女子労働者の保護……………265

6-12 女子の労働時間、休日および深夜業(266) 6-13 女子の
危険有害業務の就業制限および坑内労働の禁止(269) 6-14 生理
休暇(272) 6-15 母性(出産)保護(274)

Ⅴ 女子パートタイマーと労働基準法……………278

6-16 労働時間(279) 6-17 休日(279) 6-18 休憩(279)
6-19 年次有給休暇(280) 6-20 生理・妊娠・出産に関する保

8 目 次

護(280) 6-21 パートタイマーと解雇(280)	
Ⅵ 年少労働者の保護	281
6-22 最低年齢(281) 6-23 年少労働者の労働条件の保護(282)	
6-24 未成年者の労働契約(283) 6-25 未成年者の賃金請求権(285)	
第7章 安全衛生	286
Ⅰ 労災防止の法的規制	286
7-1 行政規制(286) 7-2 刑事規制(288) 7-3 民事規制(289)	
Ⅱ 使用者の労災防止義務と法的根拠	292
7-4 雇用契約上の安全保護義務(292) 7-5 労働契約上の安全保護義務(293)	
Ⅲ 労働安全衛生法制	295
7-6 沿革(295) 7-7 労基法と労安法(296) 7-8 安全と衛生(297) 7-9 労働災害(298) 7-10 労安法の適用範囲(298)	
Ⅳ 安全衛生管理体制と安全衛生の措置基準	299
7-11 安全衛生管理体制(300) 7-12 危害防止措置義務(301)	
7-13 労安法と労働者の権利(304) 7-14 不服申立の権利(306)	
Ⅴ 労安法違反と刑事責任	307
7-15 労安法と罰則(307) 7-16 罪数(308)	
第8章 労災補償	310
Ⅰ 労災補償の意義	310
8-1 労働災害の特質(310) 8-2 労災補償制度の沿革(310)	
8-3 労基法上の災害補償(312) 8-4 労災保険法の展開(313)	
8-5 労災保険の制度的仕組み(314)	
Ⅱ 業務上・外の認定	315
8-6 意義(315) 8-7 業務上・外の判断基準(316) 8-8 具体的事例(317) 8-9 業務上の疾病(324)	
Ⅲ 通勤途上の災害	325
8-10 通勤災害保護制度(325) 8-11 通勤災害の範囲(326)	
Ⅳ 労災補償の内容	330

8-12 療養補償(330) **8-13** 休業補償(331) **8-14** 障害補償
(332) **8-15** 遺族補償(332) **8-16** 葬祭料(333) **8-17** 打
切補償と傷病補償年金(334) **8-18** 労働福祉事業(334)

V 労災民事訴訟および協約による上積み補償335

8-19 労災民事訴訟の動向(335) **8-20** 労災民事訴訟の法理(335)
8-21 協約による上積み補償(338)

VI 労災補償と損害賠償339

8-22 序(339) **8-23** 第三者災害(340) **8-24** 労災保険の給
付と使用者の損害賠償責任(341)

第9章 寄宿舍・寮・社宅343

I 寄宿舍・寮・社宅規制の意義343

9-1 沿革(343) **9-2** 給与住宅と法規制(344) **9-3** 事業附
属寄宿舍の意義(345)

II 寄宿舍自治と規制348

9-4 寄宿舍生活の自由(348) **9-5** 寄宿舍の自治(349) **9-6**
寄宿舍規則(350) **9-7** 寄宿舍の設備及び安全衛生(351) **9-8**
寄宿舍から生ずる災害に対する使用者責任(352)

III 寄宿舍・寮・社宅の使用関係353

9-9 社宅使用と雇用関係(353) **9-10** 社宅使用関係の法的性質
(353) **9-11** 賃貸借と借家法の適用(355) **9-12** 借家法の適
用の実益(355)

第10章 解雇・退職・定年制357

I 労働契約の終了事由357

10-1 総説(357) **10-2** 労働者・使用者の死亡(358) **10-3**
企業の解散・消滅(358) **10-4** 会社の合併・営業譲渡(358)
10-5 退職期間の満了(360)

II 解雇361

10-6 使用者の解雇権とその制限(361) **10-7** 整理解雇(366)
10-8 労基法19条による解雇制限(370) **10-9** 労基法20条・21条
による解雇制限(372) **10-10** 期間の定めのある労働契約と解雇
予告手続(379) **10-11** 期間の定めのある労働契約の更新拒否(381)

III 退職385

10-12 退職の意義(385)	10-13 退職事由(390)	10-14 休職 制度と退職(391)
------------------	-----------------	------------------------

Ⅳ 定 年 制392

10-15 定年制の意義と問題点(392)	10-16 定年制の法的性格 (394)	10-17 定年制と労基法(395)	10-18 再雇用制度(399)
-----------------------	-------------------------	--------------------	------------------

第11章 雇 用 保 障401

Ⅰ 雇用保障の意義と展開401

11-1 労働権と雇用保障(401)	11-2 労働法体系と雇用保障(403)
11-3 雇用保障法の体系(404)	11-4 戦後雇用保障法の展開(404)

Ⅱ 失業防止・雇用安定406

11-5 序(406)	11-6 解雇規制(406)	11-7 雇用保険法所定の 失業防止事業(407)
-------------	----------------	------------------------------

Ⅲ 職業紹介・就職促進408

11-8 序(408)	11-9 職業安定法の目的と構造(409)	11-10 職 業紹介と職業指導(409)	11-11 労働者の募集と労働者供給事業 (412)	11-12 就職促進に関する特別立法(417)
-------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------------	-------------------------

Ⅳ 職 業 訓 練419

11-13 序(419)	11-14 職業訓練法の目的(420)	11-15 職業 訓練法の内容(421)
--------------	---------------------	-------------------------

Ⅴ 失業者保護424

11-16 序(424)	11-17 失業対策事業(425)	11-18 失業者の 生活保障(427)
--------------	-------------------	-------------------------

第1章 労働基準法総論

I 序 説

I-1 労働基準法の意義

(1) 本書の考察対象 労働法 (labour law, Arbeitsrecht, droit du travail) は、人間が行なう労働一般に関する法ではなく、いわゆる従属労働 (abhängige Arbeit) に関する法である¹⁾。ここで従属労働とは、自己の計算と決定に従って行なわれる自主的労働 (独立労働) と対置される概念であり、通常他人 (使用者) に雇われてその指揮命令のもとに行なわれる労働をいう。もちろん自主的労働といい従属労働といっても労働自体に区分があるわけではない。けだし自由職業人として自主的労働に従事する医師、弁護士も病院経営者あるいは法律事務所 (弁護士事務所) に雇われて診療、法律相談に従事する場合には従属労働を行なうことになるからである²⁾。また労働者が、高度に専門的技術的労働に従事する場合、あるいは他の労働者に対する管理監督の地位にあるような場合、従属労働といっても労働の遂行にあたってかなりの自主性・独立性が認められることもありうる。

ところで労働法は、通常、労働者の団結ないし組合活動、団体交渉等を中心として展開される集団的労使関係を規律する法の分野と労働契約にもとづく個々の労働者と使用者の関係 (労働関係) を規律する法の分野の2つに分けられる。前者を集団的労使関係に関する法あるいは労働団本法といい、後者を個別的労働関係に関する法あるいは労働者保護法 (労働保護法) という。労働者保護法 (労働保護法) というのはそれが労働者に対する直接的保護を規定しているからである。もちろん、労働者保護法といっても現在の法は、使用者に対して公法的義務を課すことによって労働者を保護するという行政的取締法としての側面だけではなく、労働者に使用者に対する私法上の権利を与えるという実体法としての側面をもっており、労働者を保護の対象 (客体) としてよりも権利の主体として扱う側面が